

## 荒尾市地域づくり推進委員会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、荒尾市協働の地域づくり推進条例（平成24年条例第2号）第17条第3項の規定に基づき、荒尾市地域づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の各種団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

## (事務局)

第6条 推進委員会の事務を処理するため、市民環境部くらしいきいき課に事務局を置く。

## (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。